

◎裁判所職員定員法の一部を改正する

法律

(平成二〇年四月一日法律第一二号)

一、提案理由(平成二〇年三月十九日・衆議院法務委員会)

○鳩山国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、その内容は、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理を図るとともに、裁判員制度導入の態勢整備を図る等のため、判事の員数を四十人及び判事補の員数を三十五人増加しようとするものでございます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二〇年三月二七日)

○下村博文君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

ます。

本案は、下級裁判所における民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の適正かつ迅速な処理、裁判員制度導入の態勢整備等を図るため、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人増加するものであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日鳩山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(平成二〇年四月九日)

○遠山清彦君 たいいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を四十人、判事補の員数を三十五人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、将来的な法曹人口の在り方と法曹の質の確保、裁判員制度の円滑実施に向けての問題点、裁判外紛

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

争解決手続の定着と制度の周知徹底、いわゆる氷見事件等における検察、警察当局の捜査及び事後対応の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。